

次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画 実施状況報告書（令和3年度分）

松伏町は、次世代育成支援対策推進法に基づき、令和2年3月に「松伏町職員における次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画・障がい者活躍推進計画」を策定し、取組を行っています。

については、次世代育成支援対策推進法第19条第5項の規定により、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況について、令和3年度の状況を報告します。

具体的な取り組み

1 安心して子育てができる職場環境をつくるために

① 出産前後の母体の安全や健康管理

妊娠中または出産後における母体の安全や健康管理について、職場全体で配慮し、安心して出産、育児ができるようにします。

② 育児休業等の取得やその他の子育て環境の整備

職員が安心して子育てできるように職場全体で支援します。

【数値目標その1】

- 育児休業の取得率について女性職員は現在の100%を維持します。
- 男性職員は、配偶者の出産に伴う特別休暇（出産補助休暇及び育児参加休暇）を5日以上取得します。

【実績】

- 女性職員の育児休業取得率：100%
- 男性職員の配偶者の出産に伴う特別休暇平均取得日数：6.3日

2 ワークライフバランス実現を目指して

① 時間外勤務の縮減

時間外勤務は、本来臨時又は緊急の必要がある場合に行われる勤務であるという認識をより一層深め、子育て中の職員をはじめ、全職員が時間外勤務の縮減を心がけることによって子育てと仕事の両立ができるようにします。

② 休暇取得の促進

子育て中の職員をはじめとして、全職員の年次有給休暇や特別休暇の取得を促進し、心身のリフレッシュ等により業務遂行の向上を図るとともに、子育てと仕事の両立を推進します。

【数値目標その2】

各職員の時間外勤務時間数を、1月30時間以内、1年300時間以内とする（小中学校の教育職員を除く）。

【実績】

職員の1月当たりの平均時間外勤務時間：7時間

1年300時間超の時間外勤務を行った職員数：5人

【数値目標その3】

職員1人当たりの年次有給休暇の平均取得日数を13日以上とします。

(10日以上有給休暇を付与されている職員は、最低5日取得)

【実績】

年次有給休暇平均取得日数：12.5日

年次有給休暇取得日数5日未満の職員数：34人